

再意見書

平成21年9月8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ
代表取締役社長 山田 隆持

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

再意見提出者:NTTドコモ

意見提出者	該当部分	再意見
社団法人テレコムサービス協会	<p>P1</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none">・アプリケーション用設備は第二種指定電気通信設備ではなく、また、その機能もほとんど開放されていないために、携帯電話事業上位3社によるこれらのサービスの寡占状態が発生し、仮にこれらの設備への接続を申請した場合でも、電気通信事業法が定める第二種指定設備との接続についての規定が適用されないため、公正かつ競争力のある対価での接続ができない状態、即ち、実質的に、携帯電話事業者との協議が円滑に進まず、事業化に至ることができない状態に至っています。・この事実は、明らかに新規参入を企図する事業者との公正競争を阻害し、結果的に、我が国の移動通信サービスの自由かつ健全な発展を阻む事態を意味するものであることから、モバイルポータルサービスや位置情報サービスにかかる設備など、上位レイヤー設備についても、第二種指定電気通信設備として認定していただくことを要望します。	<ul style="list-style-type: none">・本件については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られるところであり、今後、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて詳細が規定される方向であると認識しております。
	<p>P2</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none">・平成19年度開催の総務省モバイルビジネス研究会の議論を基に、携帯電話事業における携帯端末の販売代金と通信	<ul style="list-style-type: none">・当社は、代理店に対し、適正な価格で端末を卸しておりますが、最終的な店頭価格は代理店の判断により決定されております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>料金を分離して利用者に提示することが決定され、運用されているところですが、実際には、端末代金を製造メーカーからの納入価格より遥かに廉価な値段で取引をしていると思われる第二種指定電気通信設備保有事業者が存在します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この種の問題は、揺るがしがたい証拠が無い限り問題が解消されないことが多い中、より積極的な事情聴取・実態調査を可能とする制度の導入等がなされることを要望します。 	
株式会社ケイ・オプティコム	<p>P1 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされております。 ・しかしながら、結果的に家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。 ・このため、家電量販店等において、NTT各社のサービスを優先的に取り扱う、あるいは一体的に販売するといった経営判断に至る要因を分析のうえ、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、改めて検証することが必要と考えます。 <p>P2 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年7月に、NTTブロードバンドプラットフォームによって、屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本端末に限らず当社の携帯電話網で利用可能な端末の開発・販売を要望する事業者に対しては、必要な情報や試験環境等の提供を行っており、公正競争上の問題はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>外ではNTTドコモの携帯電話網もしくはNTTコミュニケーションズ等の公衆無線LANと接続でき、屋内ではNTT東西のフレッツ光用のルータとして活用できるポータブルコグニティブ無線ルータが発表されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは、端末レイヤを核として、NTTグループ各社のサービスを融合・連携しようとする取組みであると考えます。 ・そもそもNTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するうえ、仮に、これら取組みを通じて、NTTグループ事業者の優先的な取扱いや顧客の困込みが行われた場合、公正競争が阻害されることから、取組み内容の詳細を確認のうえ、その是非を含めて検証いただく必要があると考えます。 	
<p>ソフトバンク BB株式会社 ソフトバンク テレコム株式会社 ソフトバンク モバイル株式会社</p>	<p>P12</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の運用に関するガイドラインにおいては、第二種指定電気通信設備制度の指定の対象に関する検証に際して、原則として、「注視すべき機能」の検証は行わないとされています。本件については、情報通信審議会の電気通信事業政策部会・接続政策委員会の議論において、アンバンドルが必要と考えられる機能を「注視すべき機能」として位置付ける方向で検討が進められていることも踏まえ、第一種指定電気通信設備制度と同様の運用を行うことも検討すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られるところであり、今後、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて詳細が規定される方向であると認識しております。
	<p>P15～16</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一昨年度来、本制度において、一部のドコモショップにおけるNTT東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等の実態について指摘しています。この 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>状況は、今年度においても、依然として継続しており、代理店を介した実質的な排他的営業行為が実施されているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この点について、総務省殿は、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとし、昨年度の検証結果においては注視事項としていますが、ドコモショップについては、専らNTTドコモ殿の製品、サービスを取り扱う店舗であり、NTTドコモ殿の顧客窓口を担っていることから、NTTドコモ殿の顧客対応部門と同一のものとみなすことが可能であり、さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないこと等から、代理店が運営するものであっても、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなし、NTTドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。 ・具体的には、ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いてのNTTグループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアウォール確保、及びNTTグループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置が必要と考えます。 ・これらの事案が代理店の判断によるものであっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかであり、そもそも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は認められるべきではありません。従って、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加 	<p>報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>的なルール整備を早急に行うべきと考えます。</p>	
	<p>P16～18 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の本制度検証結果において、NTTドコモ殿とNTT 東西殿との FMC 連携サービスであるホーム U については、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に直ちに該当するものとは認められないが、そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」ことが示されているところです。 ・昨年度の検証結果案に対する意見募集において、NTTドコモ殿は、「マルチセッション対応のブロードバンド回線であれば NTT 東西殿以外の事業者についても対応可能である」としており、昨年 6 月 18 日には、「アッカ・ネットワークスが NTTドコモの提供する「ホームU」に対応した個人向け ADSL サービスの提供準備について発表している」ため、排他的なサービスの提供には直ちに該当しない旨を示されていましたが、2009 年 7 月現在、NTTドコモ殿よりアッカ・ネットワークス殿（現株式会社イー・アクセス殿）提供回線の対応に関する発表はなされていない状況です。 ・結果として、ホーム U サービスは、現時点でも、NTT グループ内に閉じたサービス提供となっており、NTT グループによる実質的な「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」が継続している状況に変わりはありません。 ・NTT グループに閉じた FMC 連携については、前述の活用業 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の「ホームU」はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状、NTT東・西のフレッツサービスが利用可能となっているものであり、他の事業者に対しても要望があれば幅広く対応していく考えです。 ・つまり、意図的にNTTグループに閉じたサービスの展開、告知や販売等を行っているものではなく、他事業者から申込みがあれば、同等の条件で協議を行う所存です。 ・ただし、現時点、NTT東・西以外の事業者からの正式な申込みはなく、申込みを拒否した事実は全くないことから、今回の指摘自体、当を得ていないものと考えます。 ・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公正競争に配慮しながら、創意工夫によりサービスを創出している段階であり、事前の規制ではなく、問題があれば個別・具体的な案件ごとに事後的に対処することが必要であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>務ガイドラインの主旨等からして、本来、認められるべきではありません。その意味においては、ホーム U サービスが営業・販売等の側面において、NTT グループによる排他性を有しているサービスか否かが論点となることから、今年度については、以下の二点について重点的な検証を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTTドコモ殿と接続事業者の協議において、接続事業者を実質的に排除する行為がなされていないか - サービス販売時における差別的な共同行為(NTT 東西殿による FMC ソリューションの提案時における NTTドコモ殿の携帯電話の推奨的行為や、本サービスの広告等での排他的な記載)が存在していないか <p>・また、今後、FMC サービスが一層進展していくことも想定されることから、現状のホーム U サービスに限ることなく、NTT グループによる新規の FMC サービスについては、サービス開始前の時点において、法やガイドラインの趣旨等からの適正性を事前検証することも必要と考えます。</p>	
	<p>P20</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTTドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が昨年度と同様に行われています。 ・当該事案について、昨年度検討結果の総務省殿考え方では、家電量販店が自らの経営戦略に基づいて実施しているものという NTT 東西殿・NTTドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張に基づいて、「不当な差別的取扱いに該当するとの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>論拠は十分ではない」と示していますが、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張のみに立脚して公正競争上の問題が起っていないとする判断の論拠もまた十分ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、まずは総務省殿においては NTT 東西殿の主張が正しいかどうかを検証し、NTT 東西殿・NTT コミュニケーションズ殿に対し、代理店との契約内容を報告させる等、NTT グループの本事例に係る関与の有無を明らかにするための実態調査を実施すべきと考えます。 ・また、上記調査の結果、仮に、これら事案が代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。そもそも、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTTドコモ殿に、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。 	
	<p>P20～22 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おまとめキャッシュバック」における割引サービスの原資についても詳細調査が必要と考えます。昨年度検証時の再意見において、NTT 東西殿は「ポイント付与等の施策は各クレジット会社独自の営業戦略の中で行われているもの」として、当 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っており、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>該サービスへの関与は否定していますが、NTT ドコモ殿とNTT コミュニケーションズ殿については、キャッシュバック支払いへの関与の有無について、特段意見はしていない状況です。仮に、NTTドコモ殿等より、当該サービスの割引原資が出されているか、若しくは事実上それに相当する行為がなされているとすれば、県域等子会社を通じた脱法的な共同営業の事例と同様に、法規制が及ばない NTT グループ関連会社を隠れ蓑として排他性の高いセット割引を行っていることと同義であることから、この観点からも、運用実態の調査を行うべきと考えます。</p>	
	<p>P25 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度検証時の意見募集において、弊社共を含む競争事業者からの特定関係事業者の拡大に関する意見について、総務省殿は「電気通信事業法第 30 条第 3 項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当で、検証の積み重ねを踏まえ所要の措置を講じることの適否を改めて検討していくが、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない」としているところです。 ・しかしながら、本意見書の各項目で指摘しているとおり、NTTグループにおいては役員の人事交流や営業部門の統合等に見られるグループ会社間の連携が加速度的に進展しているところであり、これらの行為が直ちに禁止行為や公正競争要件に違反するものではないとしても、グループの連携強化を目的とするものに他ならず、NTTグループの分離分割の趣旨を形骸化させていることは明らかです。 ・公正競争の観点で、NTT 東西殿と特に強い関係性を有するグループ会社について、人事面、取引面の規定を行うという 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」（平成 4 年 4 月）や電気通信事業法による禁止行為規制を遵守していることから、特定関係事業者への指定等を導入する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>特定関係事業者制度の趣旨に照らして考えれば、前述の環境変化等を踏まえ、速やかに特定関係事業者の拡大を行うことが必要と考えます。なお、その際は、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、NTT-ME 殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等の非電気通信事業者も含め、その範囲を拡大すべきと考えます。</p>	
	<p>P27～28 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見書の総論で述べたとおり、NTT グループ内の人事交流については、NTT 持株殿を中心に NTT 東西殿、NTTドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等のグループ会社間で役員の異動が依然として見受けられる状況です。これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びに NTT 再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。 ・本件については、昨年度検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされています。 ・しかしながら、NTT 東西殿のみが人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、当該誓約書の内容が不明な状況ではその実効性の検証が不可能であり、そもそも実態としてグル 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 ・さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ープ会社間で定常的な役員の異動が依然として見受けられる中では、いかに特定会社の人事異動時における守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイアーウォール機能が確保されるとは到底考えられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。加えて、こうしたグループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT の持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く NTT 組織の見直し議論を開始する必要があるものと考えます。 	
	<p>P28～29 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループにおける総資材調達額は、2008年度のNTTグループ連結ベースでの設備投資額で約2兆1,451 億円と巨額であり、前年度(約2兆1,289 億円)に比べても増加傾向にあります。結果として、個別の資材調達を行っていたとしても、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えられます。また、グループ子会社を介する等の形態で、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と実質的に等しい行為を行っている可能性があると考えられます。 ・このような懸念事項について、NTT東西殿、NTTコミュニケーションズ殿又はNTTドコモ殿は昨年度検証時の意見で「規制対象の共同の資材調達は行っていない」、「公正競争要件に 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)に基づき、NTTとの共同資材調達は行っておらず、また、電気通信事業法第30条第3項第3号の「電気通信設備の製造業者に対する不当な規律・干渉の禁止」規定を遵守しており、公正競争上の問題となる行為は生じていないことから、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>において禁止されている行為を行っていないため、規制の追加は不要」旨、述べていますが、現行の法規制の枠組みにおいて共同資材調達を行っていないとするのみであり、グループ子会社等を介した共同資材調達に対する懸念は払拭されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも公正競争要件の趣旨が、NTTグループの強大な購買力によるベンダー等への不当な影響力行使の抑止であることに鑑み、総務省殿においては、速やかに次にあげる追加的措置を講じるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社における個別の資材調達について全て公開入札を実施することを義務付ける等の透明性確保 - 特定のグループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止 ・なお、NTT東西殿、NTTコミュニケーションズ殿及びNTTドコモ殿がこれまでの主張どおり、問題となる行為は行っていないとするのであれば、上記のような追加措置が行われたとしても特段の支障はないものと考えます。 	
KDDI株式会社	<p>P6～7、P10～11</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定電気通信設備制度に関する検証 <ol style="list-style-type: none"> (3) 禁止行為に関する検証 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検証の対象 <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西は、県域等子会社や代理店等を通じたNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等のサービスの一体営業について、県域等子会社によるドコモの携帯電話販売は県域等子会社の判断で実施している、また、県域等子会社・量販店・代理店等はNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等と個別に代理店契約等を締結しているだけであり、フレッツとOCN/ドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>の一体割引等の営業活動は、代理店等が自らの営業戦略として実施している、旨の説明を行っていますが、これらの営業活動により、事実上、全国あまねく様々な販売店でNTTグループ各社サービスの一体営業が展開されているものと考えられます。それにもかかわらず、県域等子会社・量販店・代理店等によるこれらの営業活動は、現行のNTTグループに対する公正競争ルールでは直接禁止されるものではないという理由で、これまで十分に措置が講じられていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような事態を許容すると、NTTグループ各社が個別に代理店契約を締結すればあらゆるグループ一体営業が事実上可能となるため、総務省は、全ての契約において営業情報に関するファイアウォール等が担保されているか、NTT東・西、ドコモからの受託業務間の内部相互補助が行われていないか等の、適正な運用がなされているかを検証できる情報を県域等子会社から収集し報告するよう、NTT東・西に要請すべきです。また、NTTグループ各社と量販店・代理店等との間の運用についても、同様の措置を講じていただきたいと考えます。 	
	<p>P7 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の請求料金からキャッシュバックを行う「おまとめキャッシュバックコース」では、従来のNTT東・西、NTTコム、NTTドコモに加えて、NTT-ME(WAKWAK)、ニフティやビッグローブのプロバイダー料金等も対象に追加されました。しかし、新たに対象となった事業者のうち、NTT-MEはNTTグループ会社であり、ニフティやビッグローブはフレッツサービスと提携するなど従前よりNTTグループと深い関係にあります。現状でも、実質的に、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っており、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>み合わせた割引サービスの提供」に変わりなく、事態は改善されていないものと考えます。</p>	
	<p>P11～12 3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信利用についての相談及び指導を行うこと等により「電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的」とした、公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員となっており、実質的にNTTグループ傘下にあると言えます。全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者(日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社)が一体となって、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。 ・更に、同協会は、上述のような公益法人としての目的を持っているにもかかわらず、同協会の事務局が、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、NTTグループ各社社員が講師を務めブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サービスのみの紹介等を行っているケース、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引サービスを取り次いでいるケース、また、公社時代から継承する顧客基盤を元に作成された電話帳に掲載される広告の割引を行っているケース等が見受けられ、NTTグループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」等の電気通信事業法上の規定に抵触するものではなく、NTTグループ会社間の内部相互補助等も行っておりません。 ・なお、法人向けの料金割引については、本件に限らず個別案件ごとに提供条件等を勘案し、相対契約によりその提供を行っているものです。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>のみの営業活動を行うことを目的とした組織となっていることが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように、全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局がNTTグループ各社の営業拠点となることで、県域等子会社をはじめとするNTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われていることが懸念されます。これらの活動内容は、NTTグループ各社が同協会を通じて、電気通信事業法第29条第1項の「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害している」等に該当する可能性があると考えられるため、より踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。 	
<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>P2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイル市場の特性に応じた第二種指定電気通信設備制度の検証・見直しは、本年より情報通信審議会における「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討にて、アンバンドル制度や接続料等に関する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定が検討されているところです。本検討については、2001年の制度創設以来はじめて行われたものであり、前述したような今日までの市場の変化及び国民生活における重要性の高まりを踏まえれば、その検討時期はむしろ遅すぎたとも考えられます。 ・しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討においては、第二種指定制度自体の見直しは先送りとする結論になる可能性が高いため、第二種指定制度が公正競争の促進に十分に機能していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られるものと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>とする問題を根本的に解決するには至らないものと考えます。したがって、モバイル市場のドミナント規制(第二種指定制度)に対する有効性の検証と見直しについては、競争セーフガード制度も引き続き参考にして、時機を逸しないよう速やかに検討をすべきであると考えます。</p>	
	<p>P5～6 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の第二種指定電気通信設備制度では、接続料を規定する接続約款が届出制となっています。そのため、接続料の算定内容がブラックボックス化し高止まりしており、接続事業者からはその算定の適正性が判断することができない状況です。 ・こうした状況を踏まえ総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案でも、モバイル接続料は算定の適正性を検証することもできない状況と判断していますが、その対応としては算定方法・算定根拠提出等のガイドラインの策定に留まっています。これでは、接続料の低廉化を推進させ、利用者料金分野の競争を活性化させる「より利用者本位の視点にたった制度構築」の観点を充足することは困難と考えます。 ・現行の第二種指定電気通信設備制度の接続約款について、接続料に関しては認可制へ移行させ、パブリックコメントの招集をはかることなどによって、接続事業者からも接続料算定の適正性が確認することができ、透明性向上を図ることが可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られるところであり、今後、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて詳細が規定される方向であると認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P6～7</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の第二種指定電気通信制度においては、第一種指定電気通信制度で導入されているアンバンドル制度は存在せず、また、通信プラットフォーム機能を提供する設備は第二種指定電気通信設備に明確な指定はされておられません。その為、第二種指定事業者の指定電気通信設備への接続やその通信プラットフォームの利用を希望する他事業者はその利用希望機能や条件に関し、原則として個別協議を行う必要があります。 ・しかしながら、希少性の高い電波利用権を有し、通信レイヤ市場にて強い市場支配力を持つ第二種指定事業者は、他事業者、特に上位レイヤで事業運営を行っている事業者に対し、非常に優位な立場で交渉行うことが可能であります。このことは「新競争プログラム 2010」で危惧されていた通信レイヤから上位レイヤへの市場支配力の濫用等につながる恐れがあります。 ・事実、第二種指定事業者は、直接または子会社等を通じ、音楽配信や映像配信事業などの上位レイヤサービスを積極的に展開しております。よって、サービス競争が本格化する今、様々な事業者が、第二種指定事業者等の提供するサービスと公正に競争できる環境の整備が早急に必要だと考えます。 ・レイヤを越えた様々な事業者が、第二種指定事業者またその子会社等が提供するサービスと公平に競争できるよう、第二種指定通信電気設備制度においても、通信プラットフォーム機能を含むアンバンドル制度を導入すべきだと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られるところであり、今後、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて詳細が規定される方向であると認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P9～11</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <p>・NTT殿の取組に任せるだけでなく、NTTグループ内の役員移動の禁止(もしくは一定期間の禁止)等の具体的な措置を早急に検討する必要があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員を選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 ・さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。

以上